

## 5. 学生生活について

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| ①学費等について          | ⑧講義、実習、課外活動中などの事故対応について |
| ②奨学金              | ⑨大学生協                   |
| ③休学・復学・退学（手続）     | ⑩アルバイト                  |
| ④住所・氏名・保証人の変更     | ⑪学生寮（自治寮）               |
| ⑤担任制について          | ⑫下宿                     |
| ⑥課外活動（クラブ及び同好会活動） | ⑬遺失物（忘れ物、落とし物）          |
| ⑦海外渡航の際に          | ⑭20歳になったら国民年金           |

### 1 学費等について

学費等の学納金は前期と後期の年2回に分けて（諸会費は前期のみ）、本学から送付する納付書で納付してください（寮生は寮費を含みます）。

#### 納付期限

	学 費 等			寮 生 の み		
	前期授業料	諸会費	後期授業料	入寮費※	前期寮費	後期寮費
新入生	入学手続時	4月30日	10月31日	4月30日		10月31日
在学生	4月30日		10月31日	—	4月30日	10月31日

※4月に新入生が入寮した場合

#### 納付書発送時期

前期分	授業料等	4月初旬
	諸会費（新入生）	4月中旬
後期分	授業料等	9月中旬

納付書は保証人（保護者）あてに送付します。  
保証人や送付先住所を変更される場合は、学生支援センター学生課へ届け出てください。「納付書」は事務局経理課から送付します。

#### 納付方法

学費は本学から送付する納付書（振込依頼書）により銀行窓口でお振込みください。指定銀行（三菱UFJ銀行・三井住友銀行）の各支店窓口から振込む場合は、振込手数料は免除されます。

ATM又はインターネットバンキングでの振込も可能です。ご利用の際には必ず、納付書（振込依頼書）に記載されている「依頼人コード（6桁）」を最初に入力しその後学生氏の氏名（フリガナ）のみ、正しく入力してください。なお、振込手数料は振込人負担となります。

## 諸会費

### (1) 桔梗育友会 会費5,000円／年（1～6年次）

学部在学生の父母等をもって組織されており、本学と家庭との連絡を緊密にして教育の効果をあげ、本学の教育事業を後援して発展に寄与することを目的としています。

（主な活動内容等）学生自治会への補助、弔慰関係や災害補償への支出、  
桔梗育友会奨学金（貸与）の支出 他

### (2) 学生自治会 会費6,000円／年（1～6年次）

本学の全学生をもって構成されており、学生自治の精神に基づき、学生の教養の向上と相互の親睦を図り、学生生活を有意義かつ豊かにする事を目的としています。

（主な活動内容等）クラブ活動補助、新入生歓迎会、ききょう祭（大学祭）補助 他

### (3) 同窓会 入会金20,000円（1年次） 会費12,000円／年（2～6年次）

会員の生涯研修を推進し、会員相互の親睦ならびに社会的地位向上をはかることを目的としています。同窓会への入会金並びに終身会費を在学中に分納していただきます。

本学在学中は学生会員となり、次の形で還元しています。

- 入学・卒業祝の配布。
- 同窓会奨学金として5、6年次（合計6名）に年額30万円を給付。
- 同窓会支部主催（17支部）での研修会に無料で参加可能。

本学卒業後は正会員となり、次の形で還元しています。

- 年1回、同窓会発行の会報を無料で配布。
- 同窓会本部主催の研修会開催。
- 同窓会支部主催研修会の諸経費補助。
- 同窓会規程に基づく慶弔費。
- 親睦会開催の補助。
- 卒業後、同窓会費はいただいません。

<ご参考> 上記3団体の委託により、会費等の請求及び収納業務は事務局経理課が代行しています。



## 《FAQ》

#### ■ 納付書の紛失、未着の場合には・・・

⇒ 至急、事務局経理課（A棟1階 078-441-7504）窓口までお申し出いただくか、ご連絡ください。再発行いたします。

#### ■ 納付期限が金融機関休業日の場合には・・・

⇒ 納付期限より前の金融機関営業日に納付してください。  
また、金融機関によっては、午後2時以降のお振り込みの場合、翌営業日扱いとなることがありますのでご注意ください。

#### ■ 休学者（許可された者）の授業料について

⇒ 休学期間中の授業料は免除となります。ただし、休学期間中は学則に基づき在籍料を納付していただきます。（学則第33条、34条第2号）